

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年8月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700073号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700146号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年12月31日から昭和46年1月1日に訂正し、昭和45年12月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和45年12月31日から昭和46年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和45年12月31日から昭和46年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年12月31日から昭和46年1月1日まで

私は、昭和44年12月1日付けでA社に入社し、昭和45年12月31日付けで同社を退職したと思う。同社に「昭和45年12月いっぱい退社させて下さい。」と申し出て了解を得たので、同年12月31日まで同社に籍があったと思う。厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年12月31日になっているので、当該資格喪失年月日を退職日翌日の昭和46年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社のものと推認できる8枚の給与明細書のうち、昭和45年12月分のものと推認できる給与明細書によると、同年12月分の基本給は、同年9月分、同年10月分及び同年11月分のものと推認できる給与明細書に記載された基本給と同額であることから、同年12月も請求者の勤務形態に変更はなかったことがうかがえる上、同年12月分の給与が月の途中の退職により日割計算された形跡もない。

また、A社の破産時における代表取締役及び同社で総務担当の経験がある同僚は、請求者は昭和45年12月31日まで同社に在籍していたと思われる旨回答している。

以上のことから判断すると、請求者はA社に昭和45年12月31日まで勤務していたことが認められる。

さらに、請求者から提出されたA社の上記給与明細書及び同社で総務担当の経験がある上記同僚の回答により、厚生年金保険料は当月控除と考えられ、昭和45年12月分のもので推認できる給与明細書により、請求者は、同年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の上記代表取締役は、昭和45年12月31日から昭和46年1月1日までの期間について、当時の資料はないものの、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、請求期間に係る厚生年金保険料を納付したと思う旨回答しているが、事業主が被保険者資格喪失年月日を昭和46年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って昭和45年12月31日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年12月31日を資格喪失年月日として上記資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年12月31日から昭和46年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。